

令和5年度から対象が拡大しました！

～身近な場所で気軽に集える通いの場づくりをしてみませんか？～



# 地域の通いの場づくりに助成します！

## ●通いの場って何？どんなところ？

地域の集会所、公共施設、個人宅、空き家、事業所の空きスペース等で、住民どうしがより身近に、気軽に集まれる地域の居場所です。

高齢者同士又は多様な世代間で交流や活動を行い、健康増進・社会参加・生きがいづくりなどを行うことを支援します。



## ●事業の目的は何？

地域の中で、高齢者や多世代の居場所を増やし、住民同士が積極的に交流することで、社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防を目指します。

また、安心して生活できるよう、住民同士の支え合い体制を推進することも目的としています。

## ●補助金の交付対象者は？

活動の実施体制が整備されており、芦屋市内で継続的な通いの場を提供できる団体又は個人

※市から他の補助金等の交付を受けて実施する団体又は個人の活動は対象外です。

※通いの場の運営(補助対象者)に年齢制限はありません。

## ●どんな活動内容が認められるの？

①茶話会、カフェ、会食等のサロン・交流会の開催

②体操、運動

③レクリエーション

④健康相談等相談会

⑤専門職による介護予防教室等の開催

⑥趣味活動(他の活動内容の一部であること)

⑦その他市長が適当と認める活動

※通いの場がサークル活動など、特定の趣味活動の集まりとならないようにすること。



## ●補助に要件はありますか？

下記のいずれにも該当する必要があります。(その他要件あり)

### 【共通要件】

①通いの場が、1年以上継続するものであること。

②通いの場では、1人以上のスタッフ(ボランティアを含む。)を設置すること。

③参加者が特定の地域居住者・特定の人に限定されず、広く地域住民を受け入れられる体制とし、通いの場が開催されている旨の周知に努めること。

④原則として、月2回以上(年間20回以上)開催し、1回当たりの開催時間は1時間30分以上とすること。

### 【高齢者を対象とする場合】

⑤1回の開催につき、参加者の半数以上は高齢者(市内に住所を有する65歳以上の方)とし、少なくとも3人以上の高齢者(スタッフを除く。)が参加すること。

### 【多世代を対象とする場合】

⑤1回の開催につき、世代や属性を問わず市内に住所を有する者が5人以上(スタッフを除く。)参加すること。

## ●補助金の交付の対象となる経費は？

項目	補助対象経費の内容
報償費	講師謝礼
旅費	講師等の交通費
消耗品費	事務用品、紙代、運動用具等
印刷製本費	資料、チラシ等の印刷代
光熱水費	事務所等の電気、ガス、水道代等
保険料	ボランティア等の活動保険料
郵便料	チラシ等の郵便代
使用料及び賃借料	会場・施設使用料、パソコン等の機器レンタル料等
備品購入費	事業の実施に必要な器具、機材等の購入費
その他経費	上記のほか、事業の実施に必要であると市長が認める経費

※運営に係る人件費や食糧費は補助の対象外となります。

※実費相当額を参加者から徴収することは可能です。



## ●補助金額はどのくらいですか？

以下の①、②の開催要件で補助金額が異なります。①、②それぞれ初年度に限り、別途5,000円の加算があります。

①週1回以上(年間40回以上)の開催  
年間50,000円を上限とする。

②月2回以上(年間20回以上)の開催  
年間25,000円を上限とする。

※ただし、補助金の交付は、補助事業開始初年度及び翌年度の2回とし、それ以降は交付を受けることができません。  
※年度の途中から事業を開始した場合は、月割の金額に交付決定を行った月の翌月から年度末までの間の月数を乗じて得た金額を補助の上限額とします。

(例)8月中に交付決定があり、週1回以上開催した場合

⇒9月～3月の7か月分を補助

$50,000 \div 12 \times 7 \text{か月} = 29,000 \text{円}$   
(1,000円未満切り捨て)

## ●注意点

- ・国又は地方公共団体などから補助を受ける場合にあつては、当該補助の対象となる経費については補助対象経費から除くものとします。
- ・補助金の支払いは、後払いになります。事業実績報告書などの提出後、翌年度の5月末までに支払います。

- ・補助金の交付請求にあたっては、支出の根拠となる領収書(レシート)の写しが必要となります。
- ・広く地域住民を受け入れていただくため、補助対象者の連絡先などの通いの場の内容について、市が作成する広報物、市ホームページなどで公開します。

## ●応募方法

まずは気軽にご相談ください。  
事前相談の上、申請書などに必要事項を記入し、地域福祉課までご提出ください。  
なお、申請に必要な書類は、地域福祉課に備えてあります。

## ●募集期間 随時募集

●提出・お問い合わせ先  
〒659-0051 芦屋市呉川町14-9  
福祉センター内 地域福祉課  
電話:0797-38-2040  
FAX:0797-31-0614

## 補助金の交付申請から支払いまでの流れ

